平成２７年（フ）第２０号
北海道標津郡中標津町緑ヶ丘７番地12
債務者　長谷川広之
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第５３３号
さいたま市見沼区大字大谷1974番地１　29―510
債務者　小宮めぐみ
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５９０号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地１－３－301
債務者　室岡智恵子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１４号
埼玉県鶴ケ島市大字上広谷８番地４　ニューライフマンション602号
債務者　平居　智子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６７９号
さいたま市浦和区岸町３丁目１－１　ステラ浦和104、住民票上の住所埼玉県戸田市笹目１丁目22番地の32　（サンモール101号室）
債務者　落合商事こと　落合　秀実
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６９３号
埼玉県北本市本町６丁目176番地
債務者　岩崎　美子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５８号
埼玉県越谷市大字大杉720番地５
債務者　菊池　　仁
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
埼玉県行田市向町10番30号、住民票上の住所埼玉県熊谷市佐谷田524番地１
債務者　田中　明男
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２５９号
相模原市南区相模台２丁目５番13号　ライオンズマンション相模台第５　303号
債務者　芦川　和治
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１７４号
愛知県西尾市住崎１丁目85番地
債務者　矢野　京子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
愛知県安城市今池町３丁目７番29号　県営住宅１－405
債務者　中野ノブオこと　ＮＡＫＡＮＯ　ＬＵＩＺ　ＮＯＢＵＯ
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2046番地の24メゾン峠101号
債務者　山根　佑紀（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第１２０号
群馬県高崎市下室田町1195番地１　ハイツ堀之内Ａ－３
債務者　尾形　　誠
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２１１号
相模原市中央区相模原８丁目１番６号　パルティール田代313
債務者　鈴木　雄也
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２１７号
相模原市中央区横山３丁目２番８号　シティハイム横山102
債務者　須藤　朱美
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２３３号
相模原市中央区田名1852番地１　グリーンアベニュー２－202
債務者　西山　良子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部